

議案第27号

平成29年度富士見市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富士見市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	12,191,434 m ³
(2) 水洗化世帯戸数	52,428 戸
(3) 主要な建設改良事業	
管渠布設距離	1,830 m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,818,331 千円
第1項 営業収益		1,292,712 千円
第2項 営業外収益		525,618 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,549,186 千円
第1項 営業費用		1,329,108 千円
第2項 営業外費用		219,038 千円
第3項 特別損失		540 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,283千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,388千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額36,993千円、過年度分損益勘定留保資金544,957千円並びに当年度分損益勘定留保資金73,945千円で補填するものとする。)

収	入	
第1款 資本的収入		837,092千円
第1項 企業債		560,400千円
第2項 国庫(県)補助金		78,000千円
第3項 負担金		198,692千円
支	出	
第1款 資本的支出		1,502,375千円
第1項 建設改良費		721,197千円
第2項 償還金		780,178千円
第3項 予備費		1,000千円
(継続費)		

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
資本的支出	建設改良費	公共下水道 建設事業	276,790	平成29年度	159,630
				平成30年度	117,160

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	258,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内とする。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方	政府資金の場合はその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協議するものと

特定環境保全 公共下水道事業	251,900	公共団体金融機 構資金につい て、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率 とする。	する。ただし、市 財政の都合により 措置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は低利に借換えを することができる。 る。
流域下水道事業	50,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用の場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 86,207千円

(2) 交際費 20千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、210,000千円とする。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、この案を提出します。